

第 1 号議案

久留米市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 月 2 1 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市公民館条例の一部を改正する条例（平成 2 4 年久留米市条例第 7 3 号）の施行に伴い、関連条項の整理を行う必要が生じたため、同条例の施行規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

久留米市公民館条例施行規則（平成 17 年久留米市教育委員会規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表久留米市城島公民館の項中「午前 8 時 30 分」を「午前 9 時」に改める。

第 4 条第 2 項第 2 号中「久留米市城島公民館及び」を削る。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

久留米市公民館条例施行規則新旧対照表

現行	改正案																				
(開館時間) 第2条 久留米市公民館（以下「公民館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>開館時間</th></tr> <tr> <td>久留米市田主丸公民館</td><td>午前9時から午後10時まで</td></tr> <tr> <td>久留米市北野公民館</td><td>午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。</td></tr> <tr> <td>久留米市城島公民館</td><td>午前8時30分から午後10時まで</td></tr> <tr> <td>久留米市三潞公民館</td><td>午前9時から午後6時まで。ただし、午後10時までを限度として延長することができる。</td></tr> </table> (使用許可の申請) 第4条 条例第6条第1項の規定により使用許可を受けようとする者は、あらかじめ、久留米市公民館使用許可（使用変更許可）申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとする場合も、同様とする。 2 前項の申請は、次の各号に定める日までにを行うものとする。 (1) 久留米市北野公民館 使用日の6月前の日から使用日の前日 (2) 久留米市城島公民館及び久留米市三潞公民館 使用日の7日前の日	名称	開館時間	久留米市田主丸公民館	午前9時から午後10時まで	久留米市北野公民館	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。	久留米市城島公民館	午前8時30分 から午後10時まで	久留米市三潞公民館	午前9時から午後6時まで。ただし、午後10時までを限度として延長することができる。	(開館時間) 第2条 久留米市公民館（以下「公民館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>開館時間</th></tr> <tr> <td>久留米市田主丸公民館</td><td>午前9時から午後10時まで</td></tr> <tr> <td>久留米市北野公民館</td><td>午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。</td></tr> <tr> <td>久留米市城島公民館</td><td>午前9時から午後10時まで</td></tr> <tr> <td>久留米市三潞公民館</td><td>午前9時から午後6時まで。ただし、午後10時までを限度として延長することができる。</td></tr> </table> (使用許可の申請) 第4条 条例第6条第1項の規定により使用許可を受けようとする者は、あらかじめ、久留米市公民館使用許可（使用変更許可）申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとする場合も、同様とする。 2 前項の申請は、次の各号に定める日までにを行うものとする。 (1) 久留米市北野公民館 使用日の6月前の日から使用日の前日 (2) 久留米市三潞公民館 使用日の7日前の日	名称	開館時間	久留米市田主丸公民館	午前9時から午後10時まで	久留米市北野公民館	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。	久留米市城島公民館	午前9時 から午後10時まで	久留米市三潞公民館	午前9時から午後6時まで。ただし、午後10時までを限度として延長することができる。
名称	開館時間																				
久留米市田主丸公民館	午前9時から午後10時まで																				
久留米市北野公民館	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。																				
久留米市城島公民館	午前8時30分 から午後10時まで																				
久留米市三潞公民館	午前9時から午後6時まで。ただし、午後10時までを限度として延長することができる。																				
名称	開館時間																				
久留米市田主丸公民館	午前9時から午後10時まで																				
久留米市北野公民館	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。																				
久留米市城島公民館	午前9時 から午後10時まで																				
久留米市三潞公民館	午前9時から午後6時まで。ただし、午後10時までを限度として延長することができる。																				

第 2 号議案

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 月 2 1 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会規程第4条及び第5条により、下記の者を久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学識経験者	さかい よういちろう 堺 陽一郎	久留米市議会（議員）	平成25年2月1日 ～ 平成27年1月31日
	いしばし つとむ 石橋 力	久留米市議会（議員）	
	の だ たかこ ☆野田 隆子	久留米市中学校父母教師会連合会 （母親副委員長）	
	いしまつ あけみ ☆石松 朱美	久留米商業高等学校PTA （副会長）	
教育職員	さ さ き ゆうこ ☆佐々木 祐子	久留米市立荘島小学校（校長）	
	しぎょう たかし ☆執行 敬史	久留米市立城南中学校（校長）	
	あきなが みねこ 秋永 峰子	福岡県教職員組合久留米支部 （副支部長）	

○久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会規程（抜粋）

（所管事務）

第2条 委員会は、久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ教育職員の表彰および懲戒に関する事項について調査審議し、およびこれらのことについて教育委員会に意見を具申する。

（組織）

第3条 委員会は、委員7人をもって組織する。
（昭44教規程4・一部改正）

（委員）

第4条 委員会の委員は、教育職員のうちから3人、学識経験者のうちから4人を教育委員会が任命または委嘱する。

2 教育委員会は、必要に応じ臨時委員を任命または委嘱することができる。
（昭43教規程1・一部改正）

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は教育委員会が任命または委嘱する期間とする。

教育委員会後援事業等に関する報告

H24.12.18からH25.1.15 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成25年1月27日 (日) 10:00～16:00	第35回久留米市人権・同和教育研究集会	久留米市人権・同和教育研究協議会	久留米市民会館ほか	後援	人権・同和教育課
2	平成25年2月16日(土)	第37回教育講演会「あのね・・・」	福岡県教職員組合久留米支部	石橋文化ホール	後援★	生涯学習推進課
3	平成25年3月3日(日)	里山にどんぐりを植えよう	新日本婦人の会久留米支部	井上果樹園(田主丸町地徳)	後援	生涯学習推進課
4	平成25年3月3日(日) 13:00～16:00	平成24年度子どもの読書推進ボランティア学習会北筑後地区	福岡「子どもの読書」関連団体連絡協議会北筑後地区協議会	え～るピア久留米	後援	中央図書館
5	平成25年3月9日(土)	講演会「新島襄と八重 日本最初のモダンカップル」	同志社校友会久留米クラブ	久留米商工会議所5階大ホール	後援★	生涯学習推進課
6	平成25年3月16日(土)	第7回久留米朗読公演 堀辰雄<風たちぬいざ生きめやも>	武田久仁子朗読実行委員会	え～るピア久留米視聴覚ホール	後援	生涯学習推進課
7	平成25年3月20日(祝)	久留米信愛女学院中学校・高等学校合唱部 第18回定期演奏会	久留米信愛女学院中学校・高等学校合唱部	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
8	平成25年3月22日(金)～3月24日(日)	九州沖縄子どもと舞台芸術出合いの広場 第12回朝倉市国際子ども芸術フェスティバル	朝倉市国際子ども芸術フェスティバル実行委員会	朝倉市内施設、杷木地域生涯学習センター(らくゆう館)、朝倉市女性センター(あすみん)、サンライズ杷木、ホテルパーレンス小野屋ホール、福岡県立光陽高校、久喜宮小学校体育館、子ども未来館はき	後援	生涯学習推進課
9	平成25年3月24日(日)	第60回けしけし祭	久留米連合文化会	かぶと山	後援	生涯学習推進課
10	平成25年3月30日(土)	市民歴史講座「会津の戦争」	歴史を探访する市民の会	荘島コミュニティセンター2階大ホール	後援	生涯学習推進課

平成25年度 入学式期日について

○小学校	4月10日（水）
○中学校	4月 9日（火）
○久留米特別支援学校	4月11日（木）
○南筑高等学校	4月 9日（火）
○久留米商業高等学校	4月 9日（火）
○三井中央高等学校	4月 9日（火）

学校給食における食物アレルギーへの対応について

1. 対応状況

食物に対するアレルギー症状を呈する児童生徒が、年々増加傾向にあるため、学校現場での対応にあたり、医師の診断書または意見書等の提出を求めるなどし、保護者との意思確認及び共通認識のもと、アレルギー対応の円滑な実施に努めるようにしています。

食事制限が必要な児童については、保護者・学校長・栄養職員・養護教諭・調理員・市教委で事前に十分話し合い、除去食による対応が可能な場合は、基本献立はそのままにアレルギーを引き起こす食材を除去し給食を提供しています。

食物アレルギーは、その症状や程度は個人で大きな差があり、場合によっては、命にかかわるケースもあることから、症状や程度、調理室の設備、調理員の配置状況等を踏まえ、学校現場で対応可能な範囲で実施することとしています。

また、平成 22 年 9 月から中央学校給食共同調理場が稼動し、ミルク給食だった中学校 12 校も完全給食を実施することとなりました。アレルギー対応については、食品衛生法により表示義務のある 7 品目(卵、牛乳、小麦、ソバ、落花生、エビ、カニ)について除去をすることとしており、除去食対応品目でない場合や代替が必要な場合は、家庭より弁当持参としています。

表 1 アレルギー食対応状況(H24 年 5 月現在)

	除去食による		除去食＋牛乳未飲用		合 計		牛乳未飲用	
	人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数
久留米	191	36	46	25	237	61	46	23
田主丸	27	8	3	2	30	10	5	2
北 野	12	4	4	2	16	6	4	2
城 島	17	5	1	1	18	6	1	1
三 瀨	7	3	2	1	9	4	0	0
合 計	254	56	56	29	310	87	62	28

- 1) 完全給食実施校 64 校のうち 58 校の児童生徒(310 人)にアレルギー対応を実施。
- 2) 久留米には、中央給食調理場でアレルギー対応している受配校(14 校)を含む。
- 3) 人数は、児童・生徒数の実数。
- 4) 学校数は、延べ数。
- 5) 除去食の主なものは、牛乳・乳製品・卵・魚・えび・かに・いか・ナッツ類・キウイ。

2. 対応方法

アレルギーの対応には、対象児童の状況を正確に把握し、細心の対応が必要です。

実施に際しては、必ず、保護者との話し合いを行い、除去食での対応が可能と判断した場合

でも、献立をもとに保護者と栄養教諭等、養護教諭及び調理員が必ず、食材や成分を確認し合いながら実施します。

【アレルギー食対応の手順】

(1)保護者との連絡体制

- 毎月の献立表(家庭配布用)に保護者が除去する食材をチェックし、学校栄養士等に提出する。
- その都度、代替食品・要望・質問等についても確認を行う。

(2)発注方法(対応例)

- パンは、納入業者に事前に連絡する。(メロンパン・マヨネーズパンを食パン等に変更)
- 魚は、納入業者に月初めに連絡する。(青魚・鯖を白身魚に変更)

(3)調理方法

- ① アレルギー食の調理方法の基本は、アレルギーを引き起こす食材を除去する対応を基本としている。
- ② アレルギーを引き起こす食材を除去した場合、食べるところがなくなってしまう献立では、以下のような代替食材を使用する。
 - 魚 ⇒ 肉・豆腐等を使用
 - オムレツ ⇒ 卵の代わりにジャガイモ等を使用して焼く
 - プリン、ババロア ⇒ ゼリー等を使用
 - ピーナッツバター ⇒ ジャム、マーガリンを使用
- ③ その他
 - 釜からの除去で可能ならば、その場で取る。
 - 油、鶏肉、小麦粉の除去は、最初から別の専用鍋で調理する。
 - 既製加工品(餃子、ハンバーグ、ミートボール等)は、原材料を確認する。

(4)配膳方法

- 対象者全員の個人盆(給食トレイ)を準備後に、除去食を食器に配膳し、ラップをする。
- 対象児童本人が配膳室に取りにくる。

3. 今後の対応

学校給食における食物アレルギーへの対応については、文部科学省の指導等を踏まえながら、校内における校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等の指導体制を再度徹底し、一層安全な対応に努めていきたいと考えています。

第2期久留米市教育改革プランの概要と進捗状況について

1 第2期久留米市教育改革プランの概要について

(1) 久留米の教育目標 **未来を担う人間力を身につけた子どもの育成**

「人間力」とは、「生きる力（自ら学び、自ら考える力など）」をさらに発展させ、具体化したものとして、「自立した一人の人間として力強く生きていくと共に、社会の一員として役割を果たすことができる総合的な力」と位置づけます。

このような「人間力」を身につけた、未来を担う子どもたちの育成を図ることを、久留米市における学校教育の目標とします。

(2) 教育改革の目標 **「笑顔で学ぶくるめっ子」に向かって**

子どもたちが「学力」をはじめとした「人間力」の習得を通じて、「学びあう仲間」や、知らないことを知り、できなかったことができるようになるという「学びの喜び」、そして、それを活かした「自尊感情」を高めることを目指して、子どもが「笑顔」で学んでいけるよう、家庭・地域・学校が連携して教育改革に取り組んでいきます。

(3) 具体的目標

具体的目標1 「健やかな体」の育成

- 家庭や地域と連携した生活習慣の確立等により、子どもたちの身体的健康を育みます。
- 障害のある子どもや医療的なケアが必要な子どもについては、安心して教育を受けられるよう、必要な支援体制を構築します。

具体的目標2 「豊かな心」の育成

- 自分の存在を肯定し大切に思える心や、自分の大切さと共に他者の大切さを認め共感・協調していく心、感動する心等の豊かな心を育みます。
- 安心して学べる雰囲気作りや、不登校やいじめ、非行等への対策、携帯電話等に関するモラル教育などを通じて、子どもたちの自立心の育成や社会性の向上に取り組めます。

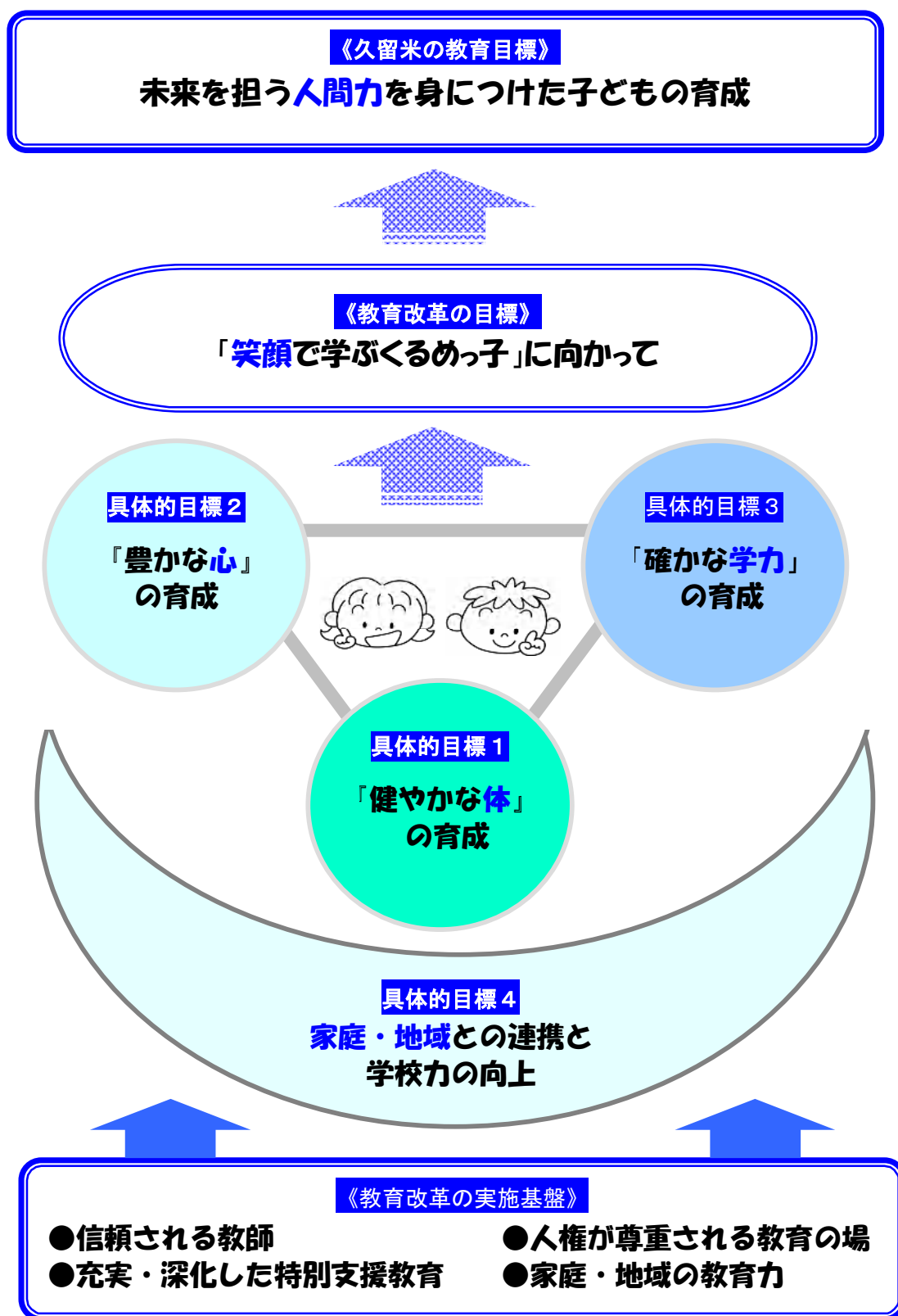
具体的目標3 「確かな学力」の育成

- 基礎的な知識及び技能を習得させると共に、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を身につけた子どもを育てます。
- 障害のある子どもの自立や社会参加を目指して、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を行えるよう、特別支援教育の充実・深化を図ります。

具体的目標4 家庭・地域との連携と学校力の向上

- 具体的目標1～3を身につけた子どもを育てる取り組みを進めるため、教師の実践的指導力の育成・向上を通じて、学校教育の経営体制の整備を図ります。
- 家庭・地域・学校が連携・協働し、一体的に子どもたちの教育の充実を進めるため、家庭・地域の教育力向上を促進するなど、「笑顔で学ぶくるめっ子」を育むための環境づくりに努めます。

(4) 第2期久留米市教育改革プランの概要図



(5) 具体的施策及び目標達成に必要な役割

教育改革の目標を達成するために必要な役割について、家庭・地域、教師・学校、教育行政（教育委員会）の各視点から整理しました。

【「健やかな体」の育成】のための具体的施策

①食育の充実

重点施策 ○P T A活動による食育の啓発活動の推進

一般施策 ○食育プログラムの研究推進

○学校給食を活用した食育の推進

②体育的活動の推進

重点施策 ○体力向上のための実践事例研修会等の実施

一般施策 ○部活動への外部指導者の活用推進

○中体連の運営費や各種大会等への助成

○学校における保健衛生活動の推進

③障害のある子どもへの医療的支援

重点施策 ○特別支援学校への看護師の配置

一般施策 ○児童生徒への訪問看護への助成

【「健やかな体」の育成】のために必要な具体的役割

家庭・地域の 役割	○家族での食事や早寝・早起きなど基本的な生活習慣を家庭生活の中で身につけさせる。 ○運動や外遊びを親子一緒に取り組んだり、会話したりすることによって、生涯における健康増進への意識を促進させる。 ○地域の体育的活動や食に関わる活動の充実を図り、家庭で積極的に参加する。
教師・学校の 役割	○学校給食を活用し様々な教育活動で食育を推進する。 ○毎日の健康観察と定期的な健康診断により、子どもの健康状態を把握し疾病等の早期発見に努める。 ○子どもたちに生涯を通して運動に親しむ態度を身につけさせることができるよう体育・保健体育の授業を充実する。 ○特別活動、体育・保健体育の授業など発達段階に応じて、健康増進や体力の重要性についての正しい知識を習得させる。 ○「体力テスト」の実施など、児童生徒の実態を踏まえ、計画的に体力向上を行う。 ○休み時間などを利用しての外遊びの奨励や部活動の活性化を図る。
行政施策の 考え方	○学校給食の円滑な実施を図りながら、食に関する教育活動を行う。 ○学校、家庭や地域が連携した食に関する啓発事業を促進する。 ○健康診断など保健衛生への支援、指導助言を行う。 ○体育・保健体育の授業や部活動などへの支援、指導助言を行う。 ○関係機関・学校医等と連携し、障害のある子どもたちの学校生活に必要な支援を行う。

【「豊かな心」の育成】のための具体的施策

①道徳性・社会性の形成

- 重点施策 ○野外での集団活動等の推進
 一般施策 ○中学校における職場体験学習の推進
 ○情報モラル教育の推進

②文化・芸術活動の推進

- 一般施策 ○中文連の運営費への助成
 ○石橋美術館鑑賞事業

③不登校の予防と対策

- 重点施策 ○スクールソーシャルワーカーの配置
 ○生徒指導充実事業（専任生徒指導教員の配置）
 一般施策 ○スクールカウンセラーの配置 ○不登校対策連絡会の充実
 ○生徒指導サポーターの配置 ○不登校改善プログラムの実施
 ○適応指導教室の設置 ○ひきこもり児童生徒訪問指導

④問題行動の予防と対策

- 一般施策 ○健全育成指導の充実
 ○生徒指導連絡協議会助成
 ○立ち直り支援の実施

⑤人権・同和教育の充実

- 重点施策 ○人権・同和教育実践研究指定
 一般施策 ○学校人権・同和教育事業

【「豊かな心」の育成】のために必要な具体的役割

家庭・地域の 役割	○基礎的な家族関係を構築する。 ○基本的な生活習慣や礼儀・マナー等を身につける取り組みを徹底する。 ○保護者同士や地域とのつながりを構築する。 ○道徳性を育む地域での交流や体験活動を行う。
教師・学校の 役割	○安心して学べる魅力ある学級・学校づくりを行う。 ○自他を尊重する人権認識を育てる人権・同和教育の充実を図る。 ○規範意識や自尊感情、思いやりの心などの道徳性を培う道徳教育の充実を図る。 ○不登校・いじめ・問題行動等への的確な対応を行う。 ○職業観・勤労観を育てるためのキャリア教育の充実や感動する心や協調・協働する心を育てるための体験活動の充実を図る。
行政施策の 考え方	○道徳の時間をはじめとする、各学校での授業充実や円滑な学級経営に向けた指導助言を行う。 ○社会性を育むための集団活動に必要なバス賃借など、基礎的な条件整備を行う。 ○文化・芸術に関する教育活動への支援や部活動への支援などを行う。

	○不登校問題等への対応するための相談体制の構築や関係機関との連携、復帰支援の取り組みなど、学校等に対する人的支援を行う。 ○人権・同和教育について、学校での教育活動に対する指導助言や、人権が尊重される学校づくりを目指した実践研究の推進を図る。
--	---

【「確かな学力」の育成】のための具体的施策

①きめ細かな指導

- 重点施策 ○学習習慣定着支援事業 ○小中学校学力実態調査の効果的活用
- 一般施策 ○小・中・高等学校少人数授業の実施
- 高等学校習熟度別授業の実施

②障害のある子どもへの自立支援

- 一般施策 ○特別支援教育支援員活用事業 ○通級指導教室の充実
- 障害児教育進路指導事業

③学校図書館の充実

- 一般施策 ○学校図書館の蔵書充実 ○学校図書館の人的体制の整備
- 市立図書館との連携

④「くるめ学」の充実

- 重点施策 ○「くるめ学」特別研修会の実施
- 一般施策 ○「くるめ学」実践事例集の発行 ○「くるめ学サミット」の開催

⑤理科教育・外国語教育の充実

- 一般施策 ○理科教育センター事業 ○外国語指導助手活用事業

【「確かな学力」の育成】のために必要な具体的役割

家庭・地域の 役割	○家庭での基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る学習習慣を確立する。 ○子どもの学力状況を把握し、よりよく学ぶための支援をする。 ○身近な自然体験・社会体験などの中で知的好奇心・向上心を育むような場を演出する。 ○人生の先輩として、大人になり社会に役立つことの大切さを伝える。
教師・学校の 役割	○授業の質の向上により、基礎的・基本的な知識・技能の習得や活用力の育成を図る。 ○身につけた知識・技能の活用や、「くるめ学」をはじめとする総合的な学習の時間での探究的な学習活動で、思考力・判断力・表現力等を育成する。 ○学習規律の確立やノートづくりの指導などを通じ、家庭と連携して学習習慣の確立を図る。 ○子どもたちに自己の生き方について考えさせたり「学ぶ意義」をつかむような学習を展開する。 ○子どもが落ち着いて学習に集中できる学習環境をつくる。 ○個々の児童生徒の学力状況に応じた学習支援を行う。

行政施策の考え方	○各学校の学力実態に応じた授業改善に向けた指導助言を行う。 ○「くるめ学」等地域資源に配慮した、特色ある授業の構築への指導助言を行う。 ○個に応じたきめ細かな指導を進めるための人的支援を行う。 ○学校図書館の読書センター及び学習情報センターとしての機能の充実を図る。 ○グローバル化を踏まえ、理科教育や外国語教育の充実を図る。
----------	--

【家庭・地域との連携と学校力の向上】のための具体的施策

①家庭・地域・就学前教育との協働

重点施策 ○教育改革プラン広報事業 ○人権教育・啓発推進事業

一般施策 ○地域との交流活動の推進
○地域学校協議会の充実
○P T A団体助成
○青少年学校外活動支援事業
○幼保小合同研修推進事業

②障害のある子どもへの対応

一般施策 ○就学指導事業
○発達障害早期総合支援事業

③小中連携教育の推進

重点施策 ○小中連携教育推進コーディネーター活用事業
一般施策 ○小中連携教育推進の研究推進

④校務の効率化等

一般施策 ○情報教育環境の充実
○学校問題解決支援事業
○I C T活用推進事業

⑤教師間・学校間の切磋琢磨

重点施策 ○教職員研修事業（専門研修）
一般施策 ○教育課題研究事業 ○教育活動支援事業
○教職員校内研修事業 ○国・県・市教育研究指定事業

【家庭・地域との連携と学校力の向上】のために必要な具体的役割

家庭・地域の役割	○基本的生活習慣を確立する。 ○子どもの教育に関して学校との連携・協働を深める。 ○P T A活動や地域活動に積極的に参加する。 ○「地域の子どもは、地域で育てる。」という考えを大切にして学校と連携する。
教師・学校の役割	○授業力向上・学級経営など教師力を高めるための研修の充実を図る。 ○校長のリーダーシップのもと、各種教育課題に組織的に対応する。 ○学校教育に関する情報を家庭・地域に積極的に発信する。 ○P T Aや地域学校協議会等を通じて、家庭・地域と連携し、開か

	れた学校づくりを推進する。
行政施策の考え方	○小中連携の推進や、家庭・地域・就学前教育との連携・協働の体制を構築する。 ○家庭における基本的生活習慣の確立や学習習慣の定着などについての啓発を進める。 ○研修の実施などを通じて、教師力の強化に取り組むほか、校務処理の効率化を支援する。 ○家庭・地域と連携し、教育に関して特別な支援を必要とする子どもへの支援を図るため、相談体制の確保や治療プログラムを実施する。

2 教育改革プラン進捗状況

《評価；達成…○、達成に向かっている…△、未達成…×》

【「健やかな体」の育成】

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
朝食をきちんと毎日食べていない児童生徒の割合	小 7.4% 中 10.5%	小 5.8% 中 6.9%	0%をめざす	△
※24年度久留米市学力・生活実態調査…小学3～6年生、中学1～2年生対象				
成果	・家庭での役割について、保護者に協力してもらうために、PTA連合会の理事会・役員会に出向き、周知を図ることができた。 ・食育啓発推進モデル校として5校を指定し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動など、PTA活動を通じて取組を展開することができ、朝食摂取の啓発が図られ、朝食を食べない児童生徒の割合が減少した。			
課題	・国の平均（小；3.7%、中；7.5%）より小学校は高い割合である。			

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力の合計点	小5 男 53.35 女 52.92	小5 男 52.92 52.66	全国平均以上 (全国平均は H25 に発表)	小×
	中2 男 39.43 女 44.87	中2 男 41.88 女 47.05		中△
※24 年度体力・運動能力、運動習慣等調査…小学 5 年生、中学 2 年生対象				
成果	・ 23 年度より、各小中学校の体育科担当、体育科教諭 1 名を対象に、体力向上研修会を実施できた。 ・ 中学校では、体育の授業等をとおした取組により、少しずつではあるが体力の向上が見られ、24 年度は合計点で県の平均を上回ることができた。			
課題	・ 小学校では、外遊びの奨励を中心に体力向上を図っているが、依然として県、国の平均を上回ることができていない。			

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
小学校の体育の授業以外 で運動をしていない子ども の割合	小5 男 3.5% 女 8.3%	小5 男 7.0 女 7.9	0 %をめざす (全国平均は H25 に発表)	男×
				女○
※24 年度体力・運動能力、運動習慣等調査…小学 5 年生				

成果	・23年度の小学5年生女子の全国平均は9.1であり、運動をしていない女子の割合は、全国平均を下回ることができた。
課題	・23年度の小学5年生男子の全国平均は5.9%であり、運動をしていない男子の割合は、作成時よりは減少しているものの、依然、全国平均を上回っている。

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
医療的ケアが必要な子ども5名につき、看護師1名の配置	50%	100%	現状維持以上	○
成果	・久留米特別支援学校において、医療的ケアが常時必要な10名の子どもに対し、看護師を3名配置することができ、目標を達成することができた。			
課題	・一部介助が必要な子どもに対する支援の方策を考える。			

【「豊かな心」の育成】

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
「自分には良いところがあると思う（とても・まあまあ）」と答える児童生徒の割合	小5 68.4% 中2 45.5%	H24 小5 69.3% H24 中2 51.5%	小5 現状維持以上 中2 全国平均以上 H24 小5 68.1% H24 中2 57.2%	△
※24年度久留米市学力・生活実態調査…小学5年生、中学2年生対象				
成果	・小集団でお互いを認め合うことのできる「協同学習」の手法を取り入れるなど授業改善を促すよう、指定校を中心に推進している。			
課題	・中学校2年は改善が見られたものの、未だ全国平均を下回っている。			

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
「自分は友だちから認められていると思う（とても・まあまあ）」と答える児童生徒の割合	小5 59.5% 中2 51.9%	小5 72.4% 中2 68.8%	全国平均以上 H24 小5 73.3% H24 中2 75.1%	△
※24年度久留米市学力・生活実態調査…小学5年生、中学2年生対象				
成果	・H23、24年度と、友だちから認められていると答える児童生徒の割合は、小中共に増加傾向にある。			
課題	・全国平均との差は縮まったものの、高学年になるにしたがって全国平均との差が開いている。			

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
「学校の決まりを守っている（とても・まあまあ）」と答える児童生徒の割合	小5 88.7% 中2 88.2%	H24 小5 78.9% H24 中2 87.1%	全国平均以上 H24 小5 80.1% H24 中2 87.7%	△
※24年度久留米市学力・生活実態調査…小学5年生、中学2年生対象				
成果	・「とても・まあまあ」と答える中2の生徒の割合は増加している。 ・本年度、小学校長会により市統一の「学校のきまり」が作成された。			
課題	・「とても・まあまあ」と答える中2の生徒の割合は昨年度に比べ増加したものの、			

	全国平均には至っていない。
--	---------------

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
小中学校における不登校出現率	H21 1.16%	H23 1.39%	全国平均以下 H23 1.12%	×
※23 年度児童生徒問題行動等調査				
成果	・欠席 15 日を越えた者を「不登校兆候児童・生徒」として位置づけ、発生の学校では、マンツーマン対応の対象として加えるようにした。			
課題	・23 年度の不登校児童生徒数は、小学生 45 名、中学生 308 名、合計 353 名で、小中学校共にプラン作成時より増加している。			

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
小中学校における不登校からの復帰率	[H21]21.5%	H23 25.5%	福岡県平均以上 H23 27.2%	△
成果	・復帰率は、プラン作成時よりも 4 ポイント上昇している。			
課題	・依然、県の復帰率の平均には届いていない状況にある。			

【「確かな学力」の育成】

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
平日に授業時間以外で「ほとんど勉強しない」と回答する割合	小 5 10.3% 中 2 27.0%	H24 小 5 7.5% H24 中 2 18.5%	全国平均以下 小 5 5.0% 中 2 11.7%	△
※H24 久留米市学力・生活実態調査				
成果	・H23 年度より改善の傾向が見られる。 ・各学校で「家庭学習の手引き」の発行、「自学ノート」の取組が広がっている。			
課題	・依然、小中学校共に全国平均を下回っている。			

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
全国学力・学習状況調査で、全国平均以上となる問題（教科）分野	中学校国語 B のみ	なし	小・中学校の全教科	×
※H24 全国学力・学習状況調査				
成果	・小学校算数 A において、全国との差が縮まった。			
課題	・小・中学校共に、国語、算数、数学の全 A、B 問題で全国平均を下回っている。			

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
久留米市学力・生活実態調査で目標に到達している子どもの割合	小 5 国 60.2% 算 73.7% 中 2 国 64.7% 数 46.7% 英 52.8%	小 5 国 83% 算 74% 中 2 国 82% 数 63% 英 73%	全国平均以上 小 5 国 87% 算 78% 中 2 国 86% 数 64% 英 76%	△

※H24 久留米市学力・生活実態調査	
成果	・ H24 年度は、小5 国語、算数及び中2 数学においては、全国平均より 10 ポイント下回っていたが、改善が見られ、全国との差も 4 ポイント内に縮まっている。
課題	・ 昨年度から改善がみられたものの全国平均には至っていない。小5 国語、算数及び中2 国語において全国平均より 4 ポイント下回っている。

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
個別の教育支援計画・指導計画の作成や活用	小中学校の作成率 平均 33%	小中学校の作成率 100%	作成率 100%	○
成果	・ 通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対して作成した個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用して、特別支援コーディネーター研修会を開催し、実態把握、指導内容の具体化について、共通理解を深めることができてきた。			
課題	・ 通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用			

【家庭・地域との連携と学校力の向上】

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
地域学校協議会を年 3 回以上開催する学校	—	H23 53 校	63 校	△
成果	・ 平成 23 年度までに、すべての小・中学校に地域学校協議会を設置することができ、24 年度は、全小中学校で協議会を 3 回以上実施する予定である。 ・ 学校教育に対する地域住民の要望や地域住民等と学校とが協働した取組ができている。また、それぞれの学校の地域学校協議会長と校長の研修会を 3 地区に分けて実施することができた。			
課題	・ 地域学校協議会の役割が、学校によって差が見られるので、年複数回の研修会の実施が必要となる。 ・ 学校関係者評価の評価基準を揃えることが難しいとの意見が出された。			

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
地域学校協議会の協議内容の公開・発信	—	全校実施	全校実施	○
成果	・ 各学校では、協議会における会議内容を学校通信等で公表している。また、教育委員会にも提出することで、情報の共有化を図っている。			
課題	・ 学校間で公表物を共有化する機会がなかったために、公表の内容や方法に統一が図られていなかった。			

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
中学校への期待度・好感度（小 6）	73.7%	H23 69.9%	85%以上	×
成果	・ 各中学校区における小中連携が進んでおり、連携推進会議等の開催や乗り入れ授業等の取組が定着しつつある。23 年度の中学校教育課程実施状況調査による			

	と、22～23 年度にかけて、学習や行事等での交流の実施率が上昇している。
課題	・ 中学校入学後に求められる規律正しさや学習難度への不安が要因となって、全体の期待度の下降が見られる。学習方法や規範意識等、具体的な内容面に係る連携の充実が必要である。

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
教育センター専門研修の講座数	9 講座	16 講座	20 講座	△
成果	・ 作成時は 9 講座であったが、24 年度は教師のニーズに応え、「確かな学力を育てる算数科授業づくり」「理科実験実技講習会」「楽しくわかる授業にする I C T 活用」等の新設講座を加え、講座数を 16 に増やすことができた。			
課題	・ 資質向上、人材育成の視点での講師選定が課題となっている。			

項 目	作 成 時	現 状	目 標	評価
市教育センター専門研修の受講者満足度	—	H24 98.7%	90%以上	○
成果	・ 24 年度に行った研修後のアンケート結果によると、満足している受講者の割合は 98.7%であり、目標を上回ることができた。			
課題	・ 教師のニーズに応じた講師の選定が課題となっている。			

3 教育改革プラン今後の取組

【「健やかな体」の育成】

項 目	今 後 の 取 組 等
朝食をきちんと毎日食べていない児童生徒の割合	・ 朝食摂取を中心に教育改革プランの啓発を図るために、教育委員会事務局から単一、或はグループごとの P T A の会合に出向き、講座等を開催する。 ・ 引き続き、食育啓発推進校を指定し、P T A と連携して朝食摂取の推進を図る。 ・ 食に対する知識や望ましい食習慣を子どもが身につけることができるように、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等による食育プログラムの推進を図る。
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力の合計点	・ 合計点で県平均を下回る学級（学年）に対して、実態に応じた体力向上プランの作成を促し、具体的な支援を行う。 ・ 本年度から研究指定した日吉小学校の先導的な体育科学習の取組をモデルとし、各小学校に拡げる。
小学校の体育の授業以外で運動をしていない子どもの割合	・ 学校だけではなく、地域や P T A、学童保育所にも働きかけて、運動をする子どもの割合を増やす。 ・ 地域と連携した運動スポーツ等の取組における学校の施設設備の積極的な活用を促進する。
医療的ケアが必要な子ども 5 名につき、看護師 1 名の配置	・ 県が示す常時介護が必要な子ども 5 名に対して看護師 1 名を配置するという支援体制は達成したが、一部介助が必要な子どもに対する支援に課題が見えてきたので、新たな方策を検討する。

【「豊かな心」の育成】

項 目	今 後 の 取 組 等
「自分には良いところがあると思う（とても・まあまあ）」と答える児童生徒の割合	・学校はもちろん、家庭・地域と連携して「子どもをほめて励ます」ことを奨励するために、児童生徒が達成感・成就感を感じることでできる授業づくりや行事の充実のための指導助言を行う。また、家庭・地域へ市の学力学習状況調査結果のチラシ（全児童・生徒保護者配布）や各学校における学校だよりを通して啓発を行う。
「自分は友だちから認められていると思う（とても・まあまあ）」と答える児童生徒の割合	・児童生徒が互いの良さを認め合うことでできる学級づくりや授業づくりを推進するために、子どもが自ら課題を解決していく話し合いを行う学級活動の充実や互いの考えを高める小集団による話し合いを取り入れた授業の推進など、各学校へ指導助言を行う。
「学校の決まりを守っている（とても・まあまあ）」と答える児童生徒の割合	・規範意識を高めるための様々な教育活動と関連させた道徳教育の充実や合意形成を行う力を育む学級活動の計画的な取組の推進を図るため、各学校に訪問し指導助言を行う。 ・親子で行う規範教育推進事業の充実を図る。

項 目	今 後 の 取 組 等
小中学校における不登校出現率	・中学1年生の不登校率が高い割合を占めているので、小中連携を更に深めることによって、「中1ギャップ」の解消を図る。そのため、小中連携教育推進コーディネーターの役割を再検証すると共に、更なる取組の再構築を図る。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用することを通して、子どもたちの抱える心理的、社会的な課題に対応する。 ・小学校8校に配置した生徒指導サポーターの支援が一定の効果을上げているので、これまでの成果を生かしながら、活用の方策等を再検討する。 ・遊び非行型を除く不登校生徒の学校での居場所になる校内適応指導教室の充実を図る。
小中学校における不登校からの復帰率	・小学校8校に配置した生徒指導サポーター活用の有効性を検討し、各学校で共有化することにより、学校と家庭との連携を更に深める。 ・各学校での復帰例を学校間で共有化することにより、復帰への有効な手立てを探り、各学校の取組を強化する。

【「確かな学力」の育成】

項 目	今 後 の 取 組 等
平日に授業時間以外で	・大学生を活用した学習習慣定着支援事業を地域ボランティア

「ほとんど勉強しない」と回答する割合	アに拡大し、全校配置を目指す。さらに、各学校で実施される放課後学習の内容が、家庭学習へと繋がるような質的な改善を目指す。 課題のある算数、数学の基礎学力の定着のために、学力テストの分析結果を生かし、児童生徒の学力の実態に応じた問題を作成し活用する。
全国学力・学習状況調査で、全国平均以上となる問題（教科）分野	- 各学校において、基礎的な知識・技能の確実な習得ができるような繰り返し学習が充実するよう学校訪問等を活用し指導助言を行う。 - 思考力を育む言語活動を充実させた授業改善に取り組むよう指導助言を継続的に行う。さらに、学力向上プロジェクトを立ち上げ、中学校数学科教育研究会と連携して中学校の数学、特に基礎的な問題に集中した取組での学力向上に取り組む。
久留米市学力・生活実態調査で目標に到達している子どもの割合	- 職員対象の「学力・生活実態調査活用研修会」を開催し、具体的な活用の方法等を共有化する。 - 各学校において学習状況結果についての分析を行い、理解が不十分な領域単元については、つまづきを再習得するためのアシストシートを活用して、基礎的な知識や技能の確実な習熟を図るように指導する。
個別の教育支援計画・指導計画の作成や活用	全学校が個別の教育支援計画・指導計画を活用できるように研修会の充実を図る。

【家庭・地域との連携と学校力の向上】

項 目	今 後 の 取 組 等
地域学校協議会を年3回以上開催する学校	学校関係者評価は、教育改革プランの進行管理において重要な役割を担うので、地域学校協議会が地域、学校へ提言できる機能を果たしていけるように、地域学校協議会の会長等研修会を開催し、強化を図る。
地域学校協議会の協議内容の公開・発信	地域学校協議会で協議された内容が地域に浸透し、なお一層の協力を得るために、各委員の意見や言葉を取り入れ、内容の充実を図る。また、会長等研修会の中で公表物等を交流することにより、地域への発信力を高める。
中学校への期待度・好感度（小6）	中学校入学前の小学生が抱きがちな、学習内容や生活リズム、他の小学校からの同級生や上級生・教師との人間関係に対する不安を軽減し、入学後の生活への期待度や好感度を高めることができるように、小中連携コーディネーターの配置を含めて活性化を図り、小中連携をさらに進める。
教育センター専門研修の講座数	本年度16講座に増やした教育センター専門研修を次年度は4講座増やし、26年度を待たずに目標の20講座を達成することができる予定である。また、専門研修の講師として、優秀教員や実績豊富な校長等を活用する。

市教育センター専門研修 の受講者満足度	・教育センターが25年度から、改装した旧久留米コンピュータカレッジに移転し、機能拡充するのを機に、教員の資質向上、人材育成を図るための講座を強化する。 ・現在の教育課題、経営課題の解決に役立つ講座の充実や教員のニーズに応じた講座の新設を通じ、研修の充実を図り、研修受講者の満足度を上げる。
------------------------	---